

令和7年第2回 北海道議会定例会 【予算特別委員会・建設部所管】 開催状況

開催年月日 令和7年6月27日（金）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

担当部課 建設部まちづくり局都市計画課
住宅局建築指導課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
三 開発行為等について （一）建築確認申請と開発許可について 倶知安町異地区における民有地で森林が伐採され建築物が建てられている。建築基準法上、建築前に確認申請が必要だが、行われていなかったと聞く。また、その範囲が1ヘクタールを超える場合は、都市計画法上の開発許可が必要となる。しかし、その申請をしていなかったということなのですが、道がこの件を把握したのはいつになるのかお答えください。 （二）道の対応について そのあとですね、今年1月に工事停止の勧告書を交付したこの間どのような対応をとってきたんでしょうか。 （三）悪質な開発防止の取組について この件、この定例会の中で、ほぼすべての会派が取り上げて、今注目されているんですね。 なかなか行政では手足が縛られてしまって、できることが限られているというふうに私はちょっとイメージをしまして、そういった意味で知事に直接お聞きしたいと思うので、委員長にお取り計らいをお願いしたいと思うんですが最後に1つだけ、外国人とか外国人じゃないとかっていうことでセンセーショナルに取り上げられてますが、不適切な開発行為では、これは誰であつてもされてはいけないと思うんですね。 お金目当ての悪質な開発が跋扈するということにはなっていないというふうに思います。 ただ、観光振興に突き進む道内においては、同様の事例が今後どこで起きてもおかしくないと私は思ってます。 道民の財産を守る、財産である自然環境と、快適な居住環境を保つべきだと思いますが、今後の道の対応について最後にお聞きいたします。	○都市計画課開発・盛土対策担当課長 山中 広徳 事案の把握についてであります、道としては、倶知安町からの連絡を受け、令和6年7月に事業者から道路及び住宅2棟の建設計画である旨の説明を受けたことで造成工事を把握したところでございます。 このため、道では都市計画法に基づく開発許可が必要となる規模であるか確認するため、面積の分かる計画図面の提出を求めたところでございます。 ○建築安全担当課長 鳥井 美奈子 建築工事などに係る対応についてであります、道といたしましては、昨年10月に事業者から、開発計画面積の提示があった時点では開発許可が不要となる1ha未満の計画として認識していたところでございます。 その後、11月に町からの通報により工事の着手が疑われたため、現地の立入調査を試みたところ、同意を得られなかったことから、写真による確認を行うことといたしましたが、工事の状況を判定することができない写真の提出を受けたため、違反の疑いが濃厚と判断し、本年1月に現地調査を実施し、建築確認申請のなされていない建築物の工事の着工を確認したため、工事の停止勧告をしたところでございます。 ○建設部長 関 俊一 今後の対応についてであります、道としては、こうした事案の抑止に向け、複数ある開発行為等に関連する法令と条例の制度や手続きを整理したホームページを新たに立ち上げ、市町村とも情報共有を図るほか、市町村及び庁内関係部局が連携し、無届開発案件などについて、情報収集とその共有を図るなど法令や条例を適正に運用していくことを徹底し、地域の方々の不安解消に向け、取り組んでまいります。